**大阪府子ども施策審議会 社会的養育体制整備計画策定部会**

**第３回　社会的養護ワーキング**

**議事録**

日時：平成31年3月14日（木）

午後1時30分 から3時30分まで

場所：大阪府本館５階　政庁の間

出席委員（五十音順、敬称略）

大阪府社会福祉協議会 母子施設部会 部会長　　　　　　　　　　荒井 恵一

大阪府立大学 地域保健学域　教育福祉学類　教授　　　　　　　 伊藤 嘉余子

大阪府社会福祉協議会 児童施設部会 部会長　　　　　　　　　　伊山 喜二

大阪府里親会　会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鷺島　実

大阪大谷大学 人間社会学部　教授　　　　　　　　　　　　　　 農野 寛治

＜事務局＞

時間になりましたので、ただいまから社会的養育体制整備計画策定部会　第3回社会的養護ワーキンググループを開催させていただきます。

現在の本ワーキンググループに属する委員は配付しております名簿のとおりでございます。本日は、ワーキング委員全員のご出席をいただいておりますので、会議が成立している旨をお知らせいたします。

続きまして、事務局ですが、家庭支援課長をはじめ家庭支援課育成グループおよび相談支援グループと、子ども家庭センターの所長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、この会議を原則として公開としております。配付資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、議事進行ですが、農野ワーキンググループ長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

＜ワーキンググループ長＞

それでは議事を進めてまいりたいと思います。

本日は15：30までを予定しております。非常に限られた時間ではございますが、できるだけ多くのご意見をお伺いしたいと思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

それでは、議題１について事務局の方からご説明よろしくお願いいたします。

＜事務局＞

まず資料の1－1でございます。子どもの権利擁護の取組みについてですけれども、国の策定要領のなかで、大きく3点、言及されております。まず一つ目としまして、当事者である子どもからの意見聴取、それから意見を汲み取る方策。二つ目としまして、社会的養護に関する施策を検討する際、すなわち今回の計画策定に当たりましても、当事者である子ども、社会的養護の経験者を含めまして、複数の参画を求めること。それから三つ目としまして、現在、国におきまして権利に関する仕組みの構築に向けた調査研究を行っておられるということでございまして、これから、これらの結果について周知がされていく予定ということです。これらを含めまして、都道府県において取組みを進めていくことと言われております。

三つ目につきましては今まさに国で調査研究を進めているところでございますので、今回のワーキングでは①と②、それに加えまして、施設等における児童虐待や権利侵害の予防と発生時の適切な対応という部分で、大阪府の方で取組みを進めておりますので、この3点について、今回は現状と今後の方針を検討したいと思っております。

まず一点目ですけれども、子どもが年齢に応じた自己決定や自らの意見を表明しやすい環境を作っていくというところで、現在の大阪府の取組みを整理しております。このうちの一つですけども、子どもの権利ノートにつきましては皆さんご存知かと思いますが、資料1－2に取組みをまとめています。子どもの権利ノートを大阪府が策定した背景は、「子ども総合ビジョン」の政策のなかに、子どもの意見や権利を尊重しながら子どもが主体的に社会参加できる社会作りを推進していくという流れで作成に至っています。また、当時子どもの権利条約を批准しており、これをきっかけに、特に家庭を離れて施設で生活をする子ども自身が自らの権利について十分理解しながら生きていけるよう、またそれが可能となる環境作りを目指すということで、作成に至っています。ノートの中身ですが、資料の3ページ、ノートの目的、それから使い方に関する説明であります。入所生活の入所から退所に至るまでの子どもの権利のための連絡先や方法、こういったことを小学3年生から4年生程度が理解できる内容、挿絵等用いて見て理解しやすいもの、日常会話のような言葉で表現をしながら、子どもの意見を聞きながら編集しております。また、全体として子どもの権利について分かりやすく説明するとともに、実際に施設等で権利侵害があった際に相談ができるよう、「あなたへの大切なお知らせ」というリーフレットを作成し、投函できるはがきとともに、子どもに渡すという取組みをしています。

この他にも、施設の方で策定いただく自立支援計画、子ども家庭センターにおける年1回の施設への訪問調査等を行っています。

2点目としまして、権利侵害の予防でありますとか、発生時の適切な対応について整理しています。大きく4点ですが、社会福祉審議会に一つ児童の部会を設けまして、虐待行為とか、あるいは児童間のトラブルへの対処、こういった事案ごとの対応についての検証でありますとか、再発防止に向けた方策の検討をしております。そのほか、第三者委員の設置でありますとか、施設における意見箱の設置、児童自治会の運営等、子どもたちが意見や苦情を言いやすい環境作り。それから、施設の職員を対象に大阪府社会福祉協議会と共催しまして、子どもの権利擁護に関する研修等を行っているというところが現在の取組みとして記載をしています。

特に皆さんに本日議論いただきたい内容としましては、資料の1－3を御覧ください。国の策定要領において、子どもたちに対する施策を検討するに当たり、子どもたちの参画を求めることということが言われています。これについては、今回の計画策定においても、当事者である子どもから意見を聞き取り、それを最大限反映していくということが求められています。ただ、当事者にもいろんな経験をされている方がおり、意見を聴取する方法についても、アンケートや個別ヒアリングなど様々な方法が考えられます。ですので、単に子どもの意見を聞き、それで終わってしまわないように、こういった意見聴取や意見反映を、どういった目的でやっていくのか。そのためにどういった手法で、誰を対象に、具体的に何を聞くのか。こういった点について考え方を整理して進めていく必要があろうかと考えています。

考えの整理として、まず一つ目の「目的」ですが、今回、国からこういった意見聴取を言われていますが、里親や施設の職員、行政や支援者等ではなかなか気づけないような、当事者であるからこそ感じるような社会的養護の課題や改善点、こういったところを抽出することに意義があると考えています。例えばその「手法」ですが、質問者があらかじめ項目を定め、その項目について、定量的に多いとか少ないとか、そうした傾向を見ていくというふうなアンケート形式よりも、より深く掘り下げまで可能にしていけるようなインタビュー形式で取組んではどうかと考えています。その際の「対象」ですが、社会的養護の経験が自分の人生にとってどんな意味があったか、あるいは振り返ってみて、当時の環境にどういった課題、どういった改善点が見受けられたかについても振り返りができるような段階に達しておられる、社会的養護を経験された方を対象にしてはどうかと考えています。

ただ、社会的養護といいましても様々な施設があり、一つは里親、それから、児童養護施設。それから親子でも入手が可能であるという特性を踏まえ、母子生活支援施設。そういった三種類の受け皿を経験された方々から、対象者を抽出したいと考えています。「内容」については、各自が経験された社会的養護について、アドミッションケアからアフターケアまでのそれぞれの局面において、自身の体験に基づく具体的な課題、それから改善について聞き取りを行っていきたいと考えてます。

本日は、先ほど説明しました現在の取組みを踏まえた、今後の方向性や、子どもの意見聴取の方法について、ご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。権利擁護の取組みについて説明をいただきました。

今回は特に策定する計画のなかで、子どもの意見聴取の方法について、ご意見をいただこうかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

＜委員＞

調査の対象として、社会的養護の経験者、つまり今は自立されている方を対象にということですけれども、もちろんそれもすごく意義があって、振り返ってみて、今退所して生活するなかで、こういう支援が欲しかったとか、もっとこういうことをして欲しかったというふうに答えていただくのも大変意義があると思うのですが、もし施設の協力が得られるのであれば、入所している子どもたちの声もぜひ聞いてみたいなと思います。

2点目が対象種別ですけれど、児童心理治療施設ですとか児童自立支援施設、乳児院等の経験者の方も対象に入れる必要があるのではないかっていうところがありまして、大阪府は広いので、全ての種別が揃っていますから、大阪府として計画を立てるに当たって、多くの種別を網羅した方がいいのかなということで、里親につきましても、養育里親だけではなく。養子縁組里親も少し思いが違うかもしれないな、というのも気になります。

増やし過ぎても調査が大変かなという懸念もあるんですけれど、母子生活支援施設においては、お母さんと子どもさんと両方聞けたらいいだろうなというふうに、ちょっと対象者の選定について意見を述べさせていただきました。

＜委員＞

先ほど委員の言われた対象でいいと思います。ただ、このインタビューは1回でいいのかなということが少し不安を感じていて、あまり知らない人が来て、子どもから本音の部分が出るのかなというのはやや心配なところがあります。今回、インタビューとなったら、児童養護施設とかにおられる子どもたちは少し回数を増やすとか、信頼関係を作っていかなあかんのかなと思いました。

＜ワーキンググループ長＞

以前、小学生のグループを構成して、男子と女子を一緒にグループインタビューしましたが、大変でした。短い時間でいろんなことを聞くと、少ししんどいなという気がしました。けれども、定期的に入っていくといろいろ喋ってくださっている。方法としてはやっぱりグループで聞くというのがいいのではと私は個人的に思っています。だから、何人か集めて、そこでいろんな話を膨らませていくというイメージ。やはり、施設の中でも、きちんと自分のことを、あるいは周りのことを分かっていて喋ってくださる方がありがたいのかなというように、具体的には施設等の子どもさんたちも参加できたらいいと個人的に思っています。高校生のグループにインタビューをさせていただきましたが、しっかりした意見でしたので。いろんな体験から意見を言ってくれて。そういうことがありましたので、イメージとしてはそんな形かなと私はイメージしています。

高校生ぐらいの子どもたちが口を揃えて言うのは、小学生とかの気持ちを聞いてほしいってみんな口を揃えて言っていました。しっかりした子は、これは職員に、とか、これは友達に、とか、相手を一定選択しているみたいなので、その辺のことも分かった形で意見を聞くためには、結局対象にするのだろうなと思っております。

＜委員＞

里親委託の子どもから葉書を出したという事例はあったのか、教えていただけますか。

＜事務局＞

里親委託の子どもからはありません。

＜ワーキンググループ長＞

先ほどグループインタビューと申し上げましたが、施設で生活している子たちは、集団で喋るということについては一定慣れておりますが、里親委託の子どもさんはグループでという場面がやや少ないのではないかなと、そういう気はします。

今回、進め方として、これまでの取組みの課題みたいなことを整理される必要があるのかなという気はしています。国からどのような検討結果が出てくるか分かりませんが、これまでの全国の取組みは、意見があったら言うこと、という持ち受け方です。今度は、もしかすると、こちらから聞きに行くということもあるかもしれません。そういうときに、いずれの取組みも、少し手立てをすれば、そこの部分に繋がるのかどうなのかといったことも含め、検討されておく必要があるのかなっていう気はします。

＜委員＞

今の子どもの意見も当然必要で、それには当然施設も協力すべきと思います。ただ、うまく目的に沿ったものを聴取できるかとか、場所設定、面接者、環境、いろんなことをうまく合致できるのかどうか。最近はなかなか子ども家庭センターのワーカーさん自身も、うまく面接できないで終わったというようなことも、やはり昔から比べたら増えています。でも、一定、やはり聞いたらいいのでは。遠慮せず言う子は正直に言います。子どもにもよると思いますが、いろんな意見を聞ける。

＜委員＞

例えば乳児院からの子とか、児童心理治療施設から措置変更で来た子たちがおれば、両方の施設を経験しているという形にはなるのではという気がしますが。あるいは、中学校あたりで入所してきて数年ぐらいの形の子どもの意見もぜひ聞いてみたいと思います。

人数の点で、普通の六、七人ぐらいが限度か。イメージとしては複数回違うメンバーで行うなど。ここはやはりグループインタビューが現実的と思います。

1対1のインタビューもさせてもらったことがあり、グループでもやったことがあるものの、どちらもメリットデメリットはあります。ゆっくり掘り下げて聞けるという部分もあれば、グループの方が他の子どもに触発される部分もある。グループの方が現実的だろうと思います。

聞き取り内容について、四つの局面を人間関係の面や職員との関係の面、進路のことなどというようにもう少し項目を立てる。あと、誰がインタビューをするのかという、インタビュアーの選定方法や、複数のインタビュアーが別々に違う場所でするのであれば、もう少し項目は具体化しておいた方がいいのかなというように思います。

＜ワーキンググループ長＞

今、いくつかご意見を述べさせていただいたんですけれども、ぜひ事務局の方で御検討のほどよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

貴重なご意見をありがとうございます。対象はできれは幅広くということ、グループインタビューということでご提案いただきましたので、進めさせていただきたいと思います。

あと先ほど、誰が聞くのかというようなところを含めて、いろんなご意見頂戴しましたので、インタビューの経験が多いという点で、先生方のお力添えをいただきたいと思います。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。では、次の議案に移らせていただいてよろしいでしょうか。事務局のご説明をお願いいたします。

＜事務局＞

それでは議題の二つ目でございますけれども、社会的養護自立支援の推進に向けた取組みということで資料2をご覧いただきたいと思います。

今回、自立支援を考える上で、大きく3点ポイントがあるかと思っております。まず里親や児童養護施設等で行っていただいておりますリービングケアからアフターケアの取組みといった観点。それから二つ目ですが、大阪府におきまして、自立援助ホーム、全部で4箇所あるんですけれども、こういった自立援助ホームの取組みが今どうなっているかという点。それから、三つ目で、新たな予算事業による対応というところを記載しておりますが、現在、里親、児童養護施設につきましては20才まで措置延長が可能となっております。自立援助ホームにつきましても、義務教育が終了後20才未満までとなっておりますが、今般の法改正で22歳の年度末まで延長が可能となっております。ただ延長になっても、施設を出られた後、例えば大学等に進学をして20歳で支援が切れてしまいまして、そこから生活が崩れていく子どももいるように聞いております。こうしたなか、その大学を卒業するような支援の仕組みを国の方でも検討されており、こうした部分での検討が必要かと思っております。

資料の1枚目に戻りまして、それぞれ整理をしております。

まずは施設等におきますリービングケアそれからアフターケアの取組みについてでございますけれども、社会的養護の下に育ちました子どもが社会への公平なスタートを切っていく。社会人として生活をしていく。そのために、具体的には衣食住に関する基本的な生活管理、金銭の管理、健康管理、こういった基本的なスキルであるとか、社会人に求められるマナーの涵養、主体的な時間の使い方、こういった自立生活を実施していく上で必要な力を身につけていただく。それから学習習慣の定着や資格取得を通じまして、安定した生活を始めていけるような準備をしていただくと。現在の大阪府でも取組みでございますけれども、施設を退所される児童への自立支援事業というところで、そういった子どもたちに対する相談支援事業でありますとか、それから就業支援事業というところで、就業環境の確保や定着の部分を行っております。この他にも、施設を出られた後の住居、それから生活費などの自立支援資金の貸付事業でありますとか、それから、児童等が家を借りるときの身元保証人の確保対策というところを進めております。

二つ目ですが、現在、自立援助ホームに関しましては、全部で4ヶ所。平成30年度でいいますと定員が24名となっております。この自立援助ホームにつきましては、義務教育が終了した20才未満の児童等で、主に施設等を退所したものが入居し、相談、それから日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行っております。先ほど申しましたように、平成28年度児童福祉法の改正をもちまして、22歳に達する日の属する年度の末日まで対象とすることができるようになっております。その下に、大阪府域の稼働状況というところを記載しておりますけれども、平成30年の稼働率が50％と少ないんですけれども、これは平成30年3月時点の数字で、このときに1ヶ所が新しくオープンしており、この時点ではまだ入所者数はゼロということで、数字上は低い数字になっております。現状は８割から9割ぐらいのパーセンテージで推移しているというところです。

それから3点目は先ほど申しましたように、平成28年の児童福祉法の改正を経まして、国の方で原則22歳までの自立援助ホームの支援等を延長することができる取組みが創設されております。これを踏まえまして、大阪府におきましても、31年度の事業実施に向け、実施予定時期でありますとか、メニューについて検討しているところです。

このような、今後の自立支援の方向でありますとか、留意すべき点について検討いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

＜ワーキンググループ長＞

今度は、社会的養護自立支援の推進に向けた取組みということで、国の動きや大阪府の現状についてご説明いただきました。いかがでしょうか。

＜委員＞

児童養護施設の者にとっては本当に重要な課題であり、本当に我々のように昔の人間は、当然、自分達が、自費でという思いで卒業生と繋がって、そういうふうに助けられてきたというのが現実です。しかし、徐々に自立支援に目が向けられてきて、資金面での問題も徐々に良くなってきたと思う反面、本当にそれで解決できたのか、と。この間の事件で、施設長が亡くなったときも、みんな落胆していました。本当に逆恨みというか、熱心にやってきましたので。ただ、やはり良い方向に向かうために、施設職員がしっかりと、組織として関われるようにすることが必要です。

施設だけでは限界という言葉で処理しようとは思っていませんが、やはり繋がりなんです。地域の社会資源を巻き込んでいく必要がある。職員を1人配置したので、ではやってくださいというのも、ちょっと私は難しいと思います。そういういくつかの機関の方々が連携を図るのなら、施設の機能として若い子たちのアフターケアを通じて地域の方々に貢献できるような機能になっていったらいいなというふうに思います。

＜委員＞

アフターケアという問題は母子生活支援施設においても課題としてありまして、母子の場合は割と施設の周辺で生活を続けるということが多いので、連絡が取りやすいという面があります。

うちの施設では、在籍している間からＬＩＮＥを使ってお母さんや子どもたちと施設が繋がっているということを今進めております。セキュリティの問題もありますけれども、業者と提携しながら、退所された方にも様々なニュースを送らせてもらっています。例えば「児童扶養手当の締め切りが近いですよ」とか、いつも繋がっていると感じてもらえたら、と。電話しても、なかなか仕事中で取れない場合もありますから、普段から気になるところにはＬＩＮＥで直接やりとりをしながら、もし、やりとりができなくなったらまた電話してみる、訪問してみる、ということをすることで、少しずつ繋がりを厚くしていこうとしています。

こうしたITも使いながら、繋がりを深めていくことも必要かなとは思っています。

＜委員＞

里親で育った子どもの話ですが、両親の下で暮らせない、自分で住居を見つけて、自立して生活しています。

私も最近見つけましたが、この頃は携帯で住居を探して、個人の名義で契約して個人の口座があればそこから引き落としてくれるようになってきている。どんどん時代が変わっていって、特に通信機器の進歩がすごいです。

それに合わせたアフターケアの仕組みを考えていくことも重要と思います。

＜委員＞

4点ほど述べさせていただきます。一点目が、社会的養護自立支援の取組みのリービングケアとかアフターケアにおいて、就業環境の確保や、就労に繋がる支援は充実していると思いますが、通学支援や進路保障、高等教育で大学や短大等への進学支援に関する内容も、もう少し充実すればといいのかなという、感想と意見です。

二つ目は、18歳到達で措置解除とか、20歳まで延長した子どもの退所後の指導が中心になっているような印象を受けますが、家庭復帰という形で退所した子どもについても、もう少し盛り込んでいきたいなというふうに思います。家庭復帰したら安全というわけではないので、家庭復帰した後も困ったことがあればどこに行けばいいのかとか、家庭復帰した後もいろいろ相談にのれるといったことを、きちんと説明していくようなケアは必要になるのかなと思っています。

三つ目は、先ほども少し話題に出ましたが、施設等で育った子どもが中心になっているように感じられますが、里親家庭で育った子どもに、こういった情報や支援をどう届けていくのか。里親さんにこういった資源が使えますとか、こういった制度がありますということを伝えていくような、情報を届ける仕組みみたいなところを検討しなければいけないと思います。

四点目ですが、同じく里親さんと同じように、母子生活支援施設のように同じ社会的養護の施設でありながら、なかなか議論にうまく入っていない部分があるので、そこをどうするのかというところ。お母さんの相談支援と同時に、退所した後、母子生活支援施設を頼るとか、計画に盛り込んでいけたらいいと思いました。

＜委員＞

今の意見に対して、特に2～3年ぐらい前から学習や進学の支援が進んでまいりました。もう私自身が、どこの基金か判じられないほど、徐々に増えてまいりました。いくつか、基金の委員会の方に出させていただいておりますが、大阪単独のものや全国のものも踏まえて、しっかり勉強して、整理する必要があると思う。まだ知られてないという部分でご心配は確かにあると思います。里親さんの申し込みもだんだん増えてきましたが、「これは知っておられるのか」というものもあるというのが現状です。急に増えてきたため、そういった意味では塾にもいけるような形にもなり、大学進学率も上がってきています。もちろん十分ではないですが、そういった現状です。

＜委員＞

これは22歳までで、それ以上は全然ないのです。しかし、それ以降に生活が崩れる子どもが増えてきているという話を耳に挟みますが、そのあたりの何か対策は講じられないのでしょうか。22歳まではだいぶ手厚くなってきているとは思いますが、それ以降にという話も徐々に増えてきているような気がしますので、そのあたりも何か考えていただいた方がいいのではと思います。

＜ワーキンググループ長＞

東京だとアフターケアを専門にする、社会福祉法人が運営する事業所がありますが、そこは年齢制限なくずっとケアをしていて、どこの施設出身の人でも利用できるようになっています。そういったアフターケア専門の、年齢制限のない社会資源を作っていくというのも一つかなと思います。

他に自立支援の推進に向けた取組みについて何かございますか。

＜委員＞

先ほどの自立支援において、出身施設だけじゃなくて地域のいろんな社会資源と繋がりながらネットワークを、というお話がありましたが、大阪府内で、社会的養護施設を出た人への支援を独自に行っているＮＰＯや、刑務所を出られた方への支援をしているＮＰＯなどいろいろあるなか、特にそういう社会的養護にターゲットを絞って活動していたわけではないが実際に自立支援とか貧困支援を始めてみると、施設出身の方が非常に多かったっていう声をよく聞きます。そうした行政や施設など社会的養護の機関と繋がっていないけれども、実際に社会的養護経験者の方の支援を行っている民間の団体がたくさんあるので、そういったところとどう繋がり、協力しあってネットワークを作っていけるかというのも大事になると思います。

＜事務局＞

ありがとうございます。今回、もう少し手厚く計画に書き込むべきと思ったところについては、施設独自で取り組んでいただいている部分もあると思うので、ご指摘いただいたようなコミュニティーと施設のつながりによるアフターケアの仕組みや奨学金、様々な基金など、公民連携で子どもさんたちへの自立支援のための寄贈とかも多くなっていますので、そうしたことで自立がしやすくなっていくような取組みを、関係機関や企業との連携のなかで書き込んでいく必要があると思いましたし、措置解除後の困難をどうキャッチし、どう次に繋げていくのかというところについて、地域作りというところも含めて少し考えなければいけないと感じました。貴重なご意見ありがとうございました。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。では、次の議案に移らせていただいてよろしいでしょうか。母子生活支援施設について、ご説明をお願いいたします。

＜事務局＞

母子生活支援施設について説明します。資料3をご覧ください。

母子生活支援施設の目的と機能、それから対象者というところを整理しておりますが、夫からの暴力や、経済的な困窮、こういった困難な課題を抱えているような女性、母子の保護、それから自立支援といった機能を有しており、子どもと母親が一緒に入所できる唯一の児童福祉施設となっております。対象者については、記載のとおり、夫からの暴力や、生活能力、心身の不安定、子どもの問題、職業上の問題といった問題を抱えている女性について、福祉事務所つまり市町村の方で入所決定するという仕組みになっております。

現在、大阪府域におきましては、８つの母子生活支援施設がございますが、それらの稼働状況について、まとめて整理しております。現在の稼働率というところにつきましては、平成29年度では90％となっておりますが、実際、一つ一つの施設を見ていくと、なかなかその稼働率にばらつきがあるという状況です。

そういった母子生活支援施設が抱えております課題ですが、裏面に課題を整理しております。母子生活支援施設につきましては、困窮とか虐待とか、こういった母子世帯の増加、それからそういった相談ニーズが高まっている一方で、施設の稼働率をみると、なかなか満たない状況が続いています。これはニーズがないというより、何らかの要因で支援を要する母子が、なかなか母子生活支援施設までたどり着けていないという状況があるではないかということで課題を整理しております。

これらにつきましては、平成28年度、社会福祉協議会の部会で取りまとめました施設に対するアンケート調査や、あるいは大阪府の社会福祉審議会で取りまとめた大阪府における保護を必要とする女性の支援のあり方についての提言において、一連の課題を整理しており、これらを大きく整理すると、三つの要因に分類することができると考えております。

一つ目は、本人の事情です。本人が何らかの事情で、例えば生活にかかる制限であるとか、あるいは夫やパートナーとやり直したいとか、そういったところでご自身が施設への入所というところで拒否される。

あるいは、市町村等、福祉事務所の判断により生活支援施設への措置に中々至らないという状況である、あるいはハード面など施設側の事情によって中々受けることができないという事情がある、大きくこういった3点の要因があると認識しております。

こうした要因に対する対応の方向性を整理しておりますが、まず本人が入所を希望しないという部分について、施設に入るとどうしても生活に制限がかかってきます。福祉事務所においては、どうしてもその生活面での制限というところを説明する必要があるため、そこだけが強くインプットされてしまい、その施設に関する情報が正確に伝わっていないのではないかというところが課題として挙げられると考えております。施設の目的や機能、受けられる支援、入所してからの生活や自立までの流れ、必要な手続き、こういった情報を正しく伝えるために、それを支援していくためのツール、あるいは、福祉事務所の方で本人の状況を適切に見立てて、なぜ支援が必要かという観点から説明をしていけるよう、福祉事務所の方々の理解促進やスキルアップといったところが必要ではないかということで、対策の方向性を整理しております。

要因の二つ目として、福祉事務所のご判断ということですが、児童福祉法の第23条において、母子生活支援施設については、やむを得ない事由がある場合は、適切な施設、他の施設へのあっせんであるとか、生活保護の適用等適切な対応をしなければならないという規定になっています。このやむを得ない事由について、福祉事務所の裁量に委ねられていることから判断のばらつきが生じているのではないかというところを整理しております。一方で、各市町村の福祉事務所の話を伺うと、入所してから退所するまでどれくらいの期間の支援が必要であるか、というところがなかなか読みづらいといった事情や、措置費の仕組みのなかで、定員に対してどの程度人が入っているかにより1人当たりの負担が変わってくるため、入所率が低いところに措置をすると、ある月払った金額が次の月に入って負担額が非常に大きくなる状況があり、市町村としてどれくらいの予算が必要になるのかというところが読みづらいという事情をお聞きしております。そういったことを踏まえての対応の方向性ですが、個々のケースについて、母子生活支援施設と福祉事務所との間で、こういった人に対してどれくらいの支援がどれくらいの期間が必要になってくるのか、そういった自立までのイメージを共有していくための仕組みであるとか、あるいは福祉事務所全体の情報交換、自分たちの事務所ではこういう判断をしている、こういう対応しているというところの共有の場であるとか、そうした場に母子生活支援施設にも参画をいただき、顔を知る場にしていくとか、そうした取組みが必要ではないかと認識しています。

要因の三つ目ですが、こちらについては施設に対し計画的な改修であるとか、施設の職員の専門性の向上、あるいは看護師とかそういった医療職の配置に向けた国への要望であるとか。先ほどもお話がありましたが、自立支援ということになると、地域のいろんな資源をネットワークでつないでいくというところが必要になってくるため、関係機関のネットワーク構築に向けた取組みが対策の方向性としては必要と考えております。

そういった対策を講じていくなか、施設の稼働率を上げていくことが当面必要と思いますが、さらに中長期的に見ていくと、児童養護施設につきまして高機能化や多機能化が求められているように、母子生活支援施設については今後の展開でどのような役割を担っていただくのか、どういった機能を今後果たしていくのか、そういったところを考えていく必要があるかと考えております。

最後のページですが、現在、施設から伺っている今後の展開例というところを記載しています。例えば、親子の再統合の支援や、あるいは1人親に対する子育て支援、例えば病児保育とかショートステイなど、そうした1人親の子育てを支えてくれる拠点となるとか、それから産前産後についての継続的な支援であるとか、こういった役割を今後施設においても担っていけるのではないかという声を聞きしておりますので、紹介させていただいています。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。説明に関しご意見をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

＜委員＞

現状としては大阪府には非常に多くの母子家庭があり、そのうち、大阪では頑張っても300という定員しかないことも事実だと認識しています。一つは、母子生活支援施設は基本的に就労ということも含め支援される施設ですので、そういうことを望まれるお母さんが難しい、また、施設はどうしても老朽化しているということも要因の一つだと思っています。

ただ、先週こられたお母さんは、上の子を児童養護施設に預けていて、それをまた再統合していくということもやっていて、そういった関係を再構築しながらも、まだかなりの時間離れていた子どもと、親の間ですごく葛藤はあったりする。その間のレスパイトの意味も含め、児童養護施設を出て、関係の再構築の部分で母子生活支援施設を活用するというやりとりも今後はできるのではないかと思っていますし、実際そういう事案も時折あります。そういうことも含め、今後、母子生活支援施設と児童養護施設と共に連携していくのではないかと思っています。

あと産前産後に関しましても、実際、子どもを連れているけども、妊娠して入ってこられるケースもありますので、産前産後の継続的な支援も、進めていくことができるとは思っています。

母子生活支援施設は、唯一、子どもさんと一緒に生活して支援できる施設ということで、親と子に対する、両方に対する支援というノウハウや経験を持っていますので、それをもっと地域に拡大していきたい。先ほどアフターケアの話もありましたが、そうした対象のお母さんが、結構たくさん地域におられます。我々のノウハウを地域に提供することもできるということで、例えば市町村におかえる子どもの家庭総合支援拠点機能といったこともしたいということで、市にお願いをするのですがなかなか実現してくれないというか、自分たちでやりたいというのも分かりますが、我々のノウハウを地域に提供していけたらなと思っています。

もし、できることであれば、社会的養護を卒業された方でアフターケアがいるケースとか、また里親さんに対しても一緒に考える場面も作れるのではないかと思っています。

そこで少し気になるのは、入所措置を行うのは市町村という点です。市町村の財力により措置控えがあるということは顕著に出ていますし、「そろそろ半年ぐらいたったから退所させてください」と言われるので「どうしてですか」と聞いくと、「予算がありません」とはっきり言われることもあります。それはやはりケースを見ていないということ、財政・経済的な面からしか見てないことがよくわかるのですが、やはり一つは、市町村だけじゃなく児童相談所や女性相談センターでの措置ができる制度になれば一番いいんです。

もう一つは市町村に対し、お母さんも子どもさんも含め継続的なアセスメントをしながら、ケースの視点に立って措置をしていく、我々もそれに対して支援をしていくということを一緒に考えてもらえるような仕組みを今後考えなければならないと思います。

先ほど少し触れられたように、措置人数が減れば単価が上がり、それが措置したくないという市町村の理由につながりますが、この間から一時保護を受けられる施設に関して、暫定定員の緩和ということを言われていたと思います。それを母子生活支援施設にも該当していただけたらなと思っています。

話はそれるかもしれないですが、母子生活支援施設に入居、特に夫の暴力で入ってこられる方々の旦那さんや内縁関係の方は、暴力を繰り返す人たちが多く、せっかく離婚してもお母さん方が不安を抱えられています。それがアフターケアなどの課題にもなってくる。そういう旦那さんや課題の多い男性に対して、何か更生プログラムみたいなことをもっと義務化することができればと考えています。そういうことも、国がもっと考えてくれたらと思いますが、そうしたものがなければ退所後も不安を抱え、生活しなければならないということが見受けられるので、そうした点も議論出来ればと思います。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。

施設に入る際に自立援助計画を立てて入るはずですが、福祉事務所と施設と共有していただく、そういうソフト面の仕組みですか。

何かあったときに本当に頼りになる、とても貴重な施設だと思いますので、連携を図りながら取り組んでいただくわけですが、いかがでしょうか。

＜委員＞

魁プロジェクトを作り、大阪府下の相談窓口のところに68ヶ所回らせてもらいました。

そのなかで、市町村さんでは、先ほど言った財政の問題、母子生活支援施設の機能など、役割をやはり理解していただけていない。DVしか駄目なのではとか、子どもが中学生になったら入所できないなど、誤解が生じているところがあり、そうした点は我々がしっかりと伝えていく必要がある。ただ、担当の方は何年かに一度変わられるので、またそこから引き継げたらいいが、昔のままの感覚で引き継ぎをされ、昔のイメージで繋がり情報が流れているようなところもある。そして、生活に制限があるような施設ということを言われると、今どきのお母さんは「もう絶対行かない」ということにしかならない。だからそういうイメージも少しずつ変えていかなければならないこともあり、担当者の方に、今のプロセスや生活について説明しながら68ヶ所回らしていただいた。

痛烈に感じたのは、イメージが固定化されているということで、今後それを変えていきながら、ポテンシャルを生かし、地域への貢献ができたらなと思っています。

＜委員＞

「今後の展開例」の一つ目の親子再統合支援の中間的な施設としての役割をというところは、本当に非常に大きな期待をするところですが、中間的施設としてしっかり役割を果たそうとするときに、これまで以上に児童相談所と児童養護施設と母子生活支援施設との連携や関係構築というのが非常に重要になってくると思います。

福祉事業所の話も出ましたけれども、福祉事務所を通じての入所などで、措置変更という形で養護施設とか乳児院で母子分離されていたところから再統合していくにあたり、2015年に調査研究をしたときに、ほとんど全ての母子生活支援施設から、児童相談所から子どもの情報が来ないという意見が出た。再統合だけど地域ではしんどいということで、母子生活支援施設に来たが、施設にいたときに子どもがどうだったのか、保護者の状況とかの情報共有がなかなかうまくいかないということが出ていたので、児童相談所等も、これからどのように関係構築をしていくかというところも課題になると思いました。

里親委託がどんどん推進され里親を優先的に考えていくなかで、里親に委託される子どもの背景もすごく多様化しており、子どもの実親とのやりとりが必要な子どもというのが里親さんに委託されることはあまりなかったと思いますが、最近それが増えてきている。里親さんのところに子どもが来て、実親さんとやりとりしながら家庭復帰し目指していくといったケースが増えていくなかで、保護者とのやりとりのノウハウというのが、母子生活支援施設に入所しているお母さんへの支援をしている母子指導員さんが蓄積してきたノウハウを生かしてこそ、里親さんに何かアドバイスが出来るなど里親支援で何か生かせるのではということを考えており、そういった点を検討したいと思いました。

＜委員＞

これからは、児童養護施設と母子生活支援施設と相互に何ができるのかというようなことを、何か助け合うようなことを模索していく。ものすごく活躍の場がある、広がりがすごいなと、私自身は思います。支援が必要なご家庭とその子どもさんを地域でどう支えるかという観点で、多機能型であれ、何かそういうものをいろんな施設で考えていかなければならないという気がします。

＜委員＞

今回の資料で、福祉事務所全体の情報交換の場の創出とありますが、市町村の担当の方と、母子生活支援施設の方々との合同研修会というのも、定期的に考えられてもいいという気がしています。担当者が変わったとしても、話し合いが持てるような仕組みということで、そういう勉強会を今計画をしています。

＜ワーキンググループ長＞

では、次の協議にうつります。第三次大阪府社会的養育体制整備計画の策定に向けて、事務局のご説明をお願いいたします。

＜事務局＞

それでは議題の四つ目、第三次大阪府社会的養育体制整備計画を策定に向けてというところで、資料4に基づいて説明したいと思います。

この間、ワーキングで国の策定要領で定められております事項について、検討を進めてきましたが、最終的に社会的養育体制整備計画にどう盛り込んでいくべきかというところを整理させていただいております。

現在、来年度末が第二次大阪府社会的養護体制整備計画の計画期間ということになっており、行政計画としては5か年の計画ということで、今まで取組みを進めてきております。第三次大阪府社会的養育体制整備計画についても、大阪府がどういう取組みをしていくのかというところにつきましては、今後10年間となると長すぎて絵に描いた餅になりかねないため、この部分につきましては第二次と同じように5ヶ年の計画ということで整理をしていきたいと思っております。

これに伴い、基本理念とか、子どもの権利擁護、市町村の家庭支援体制の構築等、国の策定要領に定められている項目について、大阪府の取組み方法を記載していく。

ただ一方で、都道府県の社会的養育推進計画という部分については、今後10年間を見据えて、代替養育を必要とする子どもの見込み数や、それにあわせ目指す里親の確保数。施設についても、今後10年間の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みと、定数を記載するということが言われております。こうした目標値について検討していく必要がある一方で、新しい社会的養育ビジョンで示されております里親が乳幼児75％という、非常に大きな目標が位置づけられております。我々としましては、この新しい社会的養育ビジョンで示されております方向性という部分につきましては、これは児童福祉法で位置づけられているものであることから、方向性としては我々もそうする必要があると思っています。ではいつまでにというところが、なかなか大阪府の実情等を踏まえると現実離れしていると思っております。まずこの計画において将来的に目指していくべき姿、グランドデザイン、将来ビジョンといいますか、そういったものをきちんと位置づけて打ち出すことにより、そこをめがけて大阪府は進んでいくことを示す。それに対し、今後10年間で具体的にどういう目標を達成していくのかを都道府県社会的養育推進計画に位置づけ、そのための具体的な5年間の取組みをこの計画に位置付けていきたいと思っています。

今回の計画策定に当たりましては、将来的に目指す理想としてのグランドデザイン、そこめがけて今後10年間で達成を図る数値目標。大阪府として今後5年間で取り組んでいく具体的な事項、こういった要素を盛り込んでいきたいというふうに思っております。

次に、今後目指していくべき社会的養育の全体像ということで、その図を記載をしております。

簡単にご説明しますと、まず、市町村から始まりまして、市町村に子育て世代の包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の二つの拠点を位置づけ、ポピュレーションアプローチに取り組んでいく。とりわけハイリスクな層については、子ども家庭センターで一時保護を進め、そこから社会的養育の世界に入っていきます。受け皿としては、先ほど議論した母子生活支援施設、里親、施設という3種類の受け皿がありますが、里親については里親支援機関のＡ型。施設を中心とした里親支援機関のB型の体制整備であるとか、施設についても、本体施設部分はできる限り小規模かつ地域分散化を進めていく。空いたスペースについては、一時保護や里親支援、市町村を中心とした在宅支援等に機能転換を図っていく。こうした社会的養護全体を通じ、当事者である子どもの権利擁護というところを大切にしながら、最終的には子どもの自立までを見据えた支援というところを展開していく。そういったかたちで、社会的養育の全体像を整理しています。

続いて具体的な数値ですが、今後どう検討していくか整理しています。一番上段に里親等への委託児童数、それから登録里親数を、現在の計画で定めた数字を入力しており、これが現在の具体的な数値目標となっております。現在の目標数としては、10年後の2029年度末につき、里親委託の児童数を415名達成していく。そのための受け皿として、里親の登録を581まで確保することを現在の目標として整理しております。

今回計画を見直すに当たり、この5年度、10年後の目標数について、どこまで上方修正していけるか検討しなければならないと考えています。加えて、最終的・将来的に大阪府として目指していくべき数値についても検討が必要と思っております。

この将来というところに書いております数について、第二回社会的養護のワーキングのなかで、国から示された数式に当てはめて算出した数字がありますが、理想の姿の数値が入ってくるとは考えております。

ここをいま空欄にしているのは、社会福祉協議会の特別委員会の報告を踏まえ検討とさせていただきたいと考えているためです。

参考資料3をご覧ください。前回、社会的養護のワーキングのなかで里親への理想的な数値を算式に当てはめ算出していますが、数字だけではなく施設として本来対応していくべき児童がどういう状態でどれくらいいるかを同時に考えていくべきとして、社会福祉協議会の児童施設部に特別委員会を設けられ、この1年間検討した報告書です。本報告書は、児童養護施設の方で対応すべき児童について具体的なデータを使いながら定量的に整理した部分と、個別の現場での事例を踏まえ検討を進めながら定性的に整理した部分の、二つの報告書をまとめていただいております。これに基づき、簡単ご紹介します。

まず、大阪府における児童養護施設の入所児童の特徴ですが、専門的な支援を必要としている子どもが多いという特徴が大阪府としてはあります。何らかの障がいを持っている児童、それから、被虐待の児童。そうしたなか、深刻な傷つきを経験したり、入所しても問題行動が発生しているというパーセンテージを記載していますが、全国の数字と比べ、大阪府は特に著しく高いという状況がわかります。同じく、その現場での事例検討しているなかで、こういった専門的な支援を必要としている子どもに対し、施設において組織的な支援、リスクを含んだ受け入れや、チームによる複数対応といった対応で支援をしているというところを整理していただいております。そういった専門的な支援を必要としている子が多いということとあわせ、家庭復帰を目標とし、家族等関係を保ちながら支援している児童が多いというのも大阪府の特徴に挙げられます。

入所児童の約78％と、8割近くは保護者と交流をしているとか。そういった数字上の話にあわせ、事例検討において、繋がりを続けながら自立を目指すケースの多さであるとか、そういった家族とのパイプ役になる役割を、施設であれば果たしていくことができるというところを整理していただいております。

里親と施設の特徴の比較ですけども、里親は乳幼児の委託、施設は長期入所が多い傾向があります。これは、家族との関係を継続しておられるような児童が多いであるとか、家族と家族の再構築の支援というところが行われている結果であると分析いただいております。

こうした考え方のもと、現在、入所している児童について、どれくらい里親委託が可能か。あるいは児童養護施設の支援が必要ではないかといった現在のニーズを整理したとき、こういったパーセンテージになるだろうという分析をいただいています。

今回いただいた考え方を踏まえまして、将来的な推計はどうなっていくのかというところ、我々の方でもう一度精査をさせていただき、算式で算出した里親の理想の数と合わせ、今後の将来的な姿というところを考えていく必要があるかなと考えております。その下は、小規模化の推進ということで、国の方で進めていただいております地域小規模型児童養護施設について、課題整理いただいています。小規模化に当たり、常時複数対応ができるよう職員の増員が必要であるとか、あるいは本体の地域小規模への支援を考えていくと、なかなか機能体制が難しい。あるいは宿直について、なかなかアルバイトでは対応が難しいとか、安心安全のために入退所時に細やかな配慮が必要であるとか、そういった課題を整理していただいており、こういった課題について受けとめ、今後の検討に活かしていきたいと思います。

今回いただきました報告書も踏まえながら、今後、将来的に達成していくべき数値目標、それから今後10年間で目指していくべき里親の目標や、施設定員など、そういったところを今後整理していきたいということをお話しさせていただいたと思います。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。何かご意見ございますでしょうか。

今いろんなところで流行っているバックキャスティングとフォアキャスティングですか。現状の課題から改善策を見出して改善を図る、また、目標設定に向けて歩みを進めるという、二つの考え方をうまくミックスしていただいているという印象はありますが。

＜委員＞

我々の業界では激震が走るというよりも、振り回されたこの1年半だったという思いもあります。しかし色んな議論をしながら、やはり、ただおかしいのではないかというだけでなく、我々自身が調査し、一度調べようというかたちで、統計をとりながら、昨年1年かけ提出させていただきました。

施設の多くの子どもが入所中に問題行動があり、保護者のあるなしをも交差しながら、一体どのぐらいのかたちで推移をしていくのかというのを、一緒になって考えていこうと、大阪府さんに届けさせていただきました。

これは、里親さんとも一緒になって、里親さんも一緒にできるようなかたちで子どもが最低限行き場所がないということにならないよう、様々ハードルもありますが、そういうことは別にして、いろんな課題が出てまいりました。

小規模化・地域分散化でいこうとしても、果たして今のとこからすぐにうまく移行ができるのかという問題であったり、予算の問題であったり、本当に人材確保の問題であったり、やはり時間もかかるだろう。移行するにあたり、いろんな制度と一緒になりながら進めていかなければいけない。児童施設部会の現状、またゆっくり数字も参考にしていただけるのかなという思いで話させていただいております。よろしくお願いします。

＜ワーキンググループ長＞

私も拝見いたしました。

やはり、児童養護施設を中心に、そういう児童福祉施設が抱えている課題が浮かび上がっているなという気がしました。同時にやはり地域の社会福祉施設というのは大事な資源だなと。そして全体的な流れのなか、例えば里親への支援とか、しっかり機能するように整理していければと思うわけですが、自分のところだけで考えるのではなく、やはり地域、あるいは、大阪府内全体で、どんな特色を出すことができて、どういうふうに社会貢献していくかということを考えていかなければならない時代になってきたという気がします。

＜委員＞

社会福祉施設がどうあるべきかを考えたとき、そういうソーシャルワーク的な機能が求められていくのだろう。子育て支援は、それぞれの方々のライフステージで一番大事な部分ですし、そこでの体験がまた次の世代に引き継がれていくので、機能を高めていただく計画を立てなければいけない。特別委員会の報告書でいただいたところだが、これも踏まえながら考えていきたいと思います。

＜ワーキンググループ長＞

そうですね。本当に専門的な支援を必要とする多くの子どもたちを児童養護施設で受けていただいているという現状が、この報告書から伝わってきます。

今後、社会的養育ビジョン等で言われている里親委託を推進していくにあたって、児童相談所の方によるアセスメントの言語化といったところが問われてくると思います。なぜこの子を里親さんに委託するのか、なぜこの子どもは施設が適当と判断したのかといったアセスメントを、きちんと説明できる、根拠の言語化が一つ大事になってくるのかなというような感想を持ちました。

それともう一つ、やはり里親さんも施設もそれぞれ強みがあり、それを生かした社会的養護の受け皿として、育成とか、スキルアップをどうしていくのかというのを、全体で考えなければならないと思いました。

＜委員＞

ハード面や内容面だけでなく人材の確保、そしてその人材の養成。どこまで書けるかですが、非常に重要と思います。里親さんの確保ももちろんそうですが、そういうことをどこかで考える必要があるという気がしました。

＜委員＞

大阪府は全国に先駆けて、この委員会はもちろん、行政が全施設回りヒアリングも全て終わっていただいたと自慢しています。

そのなかで、ヒアリング結果をみると、比較的おとなしいイメージ。本当に私が心配しているのは、定員を下げて、小さい単位で取り組むところが増えてくるのではないか。制度が整ってくる途上、人の命にかかわることだという気持ちで、皆が進めてきた気がします。交渉が下手といえばそれまでですが、そうした歴史や蓄積された地域とのつながりがあり、しっかりやらねばという土壌をもった団体なのかとか思います。今回の流れのなかで、もう定員を半分ぐらいにしようと思っているとか、できれば大阪府から、ある程度将来の絵を示してもらったら出来ることもあるというようななか、人材確保も難しいからです。

それも合わさり、私は1年間で特別委員会を作ってよかったと思います。反省もありましたが、みんなが改めて勉強し、自分自身も勉強になりましたし、課題も見えたという、本当に良い1年だったと思っています。31年度は本格的に人材確保なども、強烈なネーミングで、部会で考えるのか、これから大変だなと思います。

＜ワーキンググループ長＞

本日の議事次第につきましては4点、ご意見をいただけたかと思います。特にご意見なければ、これで今日の会議を終了させていただきますがよろしいでしょうか。はいありがとうございます。では事務局にお返しします。

＜事務局＞

長時間どうもありがとうございました。

本日の議題は以上になるんですけども、事務局から一点お知らせがございます。

本ワーキングそれからワーキングが属します社会的養育体制整備計画の策定部会につきましては、もともと国の方から計画策定が今年度末までということを言われておりました関係上、委嘱期間につきましても平成31年度末、今年度末までとさせていただいております。ご存知のように、この計画策定期限につきましては、来年度末までに変更されたことを受けまして、この計画の検討につきましても、次年度も引き続き行うことと考えております。つきましては、今別々に行っております二つのワーキングを統合し、社会的養育体制整備計画策定部会として、次年度は検討を進めていきたく考えており、事務局としましては、引き続き、皆様がたに委員として参画いただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、最後に課長の方から一言ご挨拶いたします。

＜事務局＞

3回にわたりまして、ワーキングで多くの貴重なご意見いただきまして本当にありがとうございました。お伝えさせていただきました通り、計画の策定期限が次年度ということになりましたので、引き続き部会の方で審議することになりまして、ご協力をぜひともいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

先ほど特別委員会からの報告をいただきました通り、施設は本当に支援の必要性が高い子どもがたくさん行っていらっしゃる、児童虐待の多さの実情を表しているかなというふうに思っております。府としてどんな体制を確保していくのかっていうところのグラウンドデザインをどんな形で構成していくのかというところ、きちんと議論をして作っていきたいと思います。

ヒアリングの結果ですとか、皆さんのご意見、審議会の質疑も含めてですが、次の計画で形にしていきたいと考えておりますので、また引き続きご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。本当にありがとうございました。

＜事務局＞

以上をもちまして、社会的養育体制整備計画策定部会　第三回社会的養護ワーキンググループを閉会いたします。

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

（終了）